
松山市新南クリーンセンター整備運営事業

実 施 方 針

令和 8 年 9 月 18 日

松山市

松山市新南クリーンセンター整備運営事業（案）

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 2 章 本事業の内容等に関する事項	4
第 3 章 民間事業者の募集及び選定に関する事項	9
第 4 章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
第 5 章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項	17
第 6 章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義の生じた場合における措置に関する事項....	18
第 7 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	19
第 8 章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
第 9 章 その他本事業の実施に関し必要な事項	21

第1章 用語の定義

用語の定義は以下のとおりとする。

No.	用語		定義
1	事業名	本事業	松山市新南クリーンセンター整備運営事業をいう。
2	構成市町	本市	松山市をいう。
		構成市町	松山市新南クリーンセンターの処理対象地域となる松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町、久万高原町をいう。
3	施設	本施設	本事業において設計・建設され、運営される可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設等をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の全てを総称していう。また、個々の施設を指す場合も用いる。 ・工場棟 - 可燃ごみ処理施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設） - 粗大ごみ処理施設（マテリアルリサイクル推進施設） ・管理棟（工場棟と合棟） ・計量棟（工場棟との合棟を可） ・車庫棟（工場棟との合棟を可） ・分別棟（工場棟との合棟を可） ・屋外ヤード等
4	処理施設の 種類	可燃ごみ処理施設	本施設のうち可燃ごみ、可燃粗大ごみ、破碎残渣、可燃資源残渣等を処理対象物として焼却処理するとともに、ボイラ設備を設けて余剰エネルギーを回収し、発電、その他の用途に有効利用を行う施設をいう。
5		粗大ごみ処理施設	本施設のうち粗大ごみを処理対象物として破碎、選別処理を行う施設をいう。
6	本施設 の区分	建築物	本施設内の建築物（工場棟、管理棟、計量棟、車庫棟、分別棟、屋外ヤード等）、建築付帯設備（機械及び電気設備）等を総称していう。
7		プラント設備	本施設において、処理対象物を焼却処理又は破碎処理するために必要となる全ての設備のうち機械設備、電気設備、計装制御設備等に関するものを総称していう。
8		外構	門、柵、塀、道路、植栽等の本施設内の建築物及びプラント設備以外をいう。

No.	用語		定義
9	処理対象物等	受入対象物	各構成市町の「一般廃棄物処理実施計画（最新版）」等にて本施設を処分先と定めた一般廃棄物 ①家庭系ごみ ・可燃ごみ ・粗大ごみ（可燃粗大ごみ・不燃粗大ごみ） ・一時多量ごみ ②事業系ごみ ・可燃ごみ ③その他 ・破碎残渣（粗大ごみ処理施設で発生する残渣） ・可燃資源残渣（本施設以外の資源化施設等で発生する残渣） ・小動物（犬猫等）の死体 ・本市が収集する不法投棄物 ・災害廃棄物 ※本市以外の構成市町における市民・町民及び事業者の直接搬入はできない。
10		処理対象物	受入対象物から処理不適物を除いたものを総称している。
11		排出禁止物	本市では回収しないごみ（一時多量ごみ及び事業系一般廃棄物を除く）を総称している。
12		処理不適物	本施設の焼却処理及び破碎処理に適さないものを総称している。詳細は要求水準書において示す。
13	残渣等	焼却残渣	可燃ごみ処理施設で処理後に発生する焼却灰、飛灰を総称している。
14		破碎残渣	粗大ごみ処理施設で破碎、選別処理後に発生する可燃性破碎残渣、不燃性破碎残渣を総称している。
15		破碎鉄、破碎アルミ	粗大ごみ処理施設で破碎、選別処理後に発生する鉄類、アルミ類をいう。
16	業務	設計・建設業務	本施設の設計又は建設に係る業務をいう。
17		運営業務	本施設の受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務、その他関連業務等をいう。（補修及び更新等を含む）
18	事業者等	事業者	建設事業者、運営事業者を総称して又は個別にいう。
19		建設事業者	本市と建設工事請負契約を締結する事業者をいう。
20		運営事業者	本市と運営業務委託契約を締結する事業者をいう。 運営事業者を特別目的会社とするか、単体の企業又は複数の企業で構成する共同企業体とするかについては任意とする。
21		応募グループ	本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。
22		構成企業	応募グループを構成している企業の総称をいう。

No.	用語		定義
23		代表企業	「第3章3(2)イ本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす1者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定める。 なお、特別目的会社を設立する場合において、代表企業は構成員とする。
24		構成員	特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、運営事業者への出資を行う者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運営業務のうちの運転管理・維持管理を請負又は受託することを予定している企業をいう。
25		協力企業	特別目的会社を設立する場合において、構成企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・建設業務及び運営業務（運転管理・維持管理以外）のうちの一部を請負又は受託することを予定している企業をいう。 特別目的会社を設立しない場合において、構成企業のうち、代表企業以外をいう。
26		落札者	入札参加者の中から本事業を実施する者として選定された入札参加者であり、本事業を実施する企業をいう。
27		特別目的会社（SPC）	特別目的会社を設立する場合において、落札者の構成員が株主として出資し設立した、本施設の運営業務の実施のみを目的とする会社をいう。
28	契約書	基本契約	本市と民間事業者が、松山市新南クリーンセンター整備運営事業の実施において必要となる相互の協力、支援等の基本的事項について締結する契約をいう。
29		建設工事請負契約	設計・建設業務に係る本市と建設事業者との間で締結される松山市新南クリーンセンター整備運営事業建設工事請負契約書に基づく契約をいう。
30		運営業務委託契約	運営業務に係る本市と運営事業者との間で締結される松山市新南クリーンセンター整備運営事業運営業務委託契約書に基づく契約をいう。
31	既存施設	現南クリーンセンター	現在稼働中である松山市南クリーンセンターの可燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設、管理棟等をいい、建築物、プラント設備及び構内道路等の全てを総称していう。また、個々の施設を指す場合も用いる。

第2章 本事業の内容等に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

松山市新南クリーンセンター整備運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

(3) 公共施設等の管理者等の名称

松山市長

(4) 事業予定地

松山市市坪西町 1000 番地 1（現南クリーンセンター敷地内西側）

(5) 事業の目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本市の基本方針に則った施設整備運営を行い、環境負荷の少ない循環型社会の構築に向け、将来にわたり安定したごみの適正処理を行うとともに、資源及びエネルギー回収を推進することを目的とする。

施設整備運営に係る基本方針は、以下のとおりである。

ア 基本方針 1 持続可能な処理体制の構築

人口減少やごみ排出量の減少、ライフスタイルの変様等によるごみ質の変化などの社会的課題に対応した適切なごみ処理体制の構築を目指す。また、経済性に優れた処理方式を採用するとともに、DBO手法により施設設計段階から民間活力を活用し、効率的な事業とする。

イ 基本方針 2 脱炭素に向けた取組の推進

省エネルギー性能の高い設備を導入するとともに、高効率のごみ発電設備を設置することにより、処理施設におけるエネルギー消費量の低減を図る。

ウ 基本方針 3 安全・安心の確保

収集運搬から最終処分までの各工程において法令遵守を徹底することで、周辺地域の生活環境の保全に努める。また、施設の耐震化や浸水対策を講じるほか、大量の災害廃棄物を円滑に処理できるよう、一定程度の余裕をもった施設を維持するなど、災害時においてもごみ処理を継続できる体制の構築及び、防災施設としての機能を備える。

エ 基本方針 4 新たな価値の創出

廃棄物エネルギーを利用した自立・分散型の防災施設としての活用に加え、エネルギーの外部供給等も検討し、処理施設を地域のエネルギー供給拠点として活用することを目指す。また、可燃ごみ及び粗大ごみを処理する過程や地域のエネルギー拠点となる本施設について学習できる機能を設けること等で、広く市民に親しまれる施設を目指す。

(6) 事業の内容

ア 事業概要

本事業は、構成市町から排出される可燃ごみ、粗大ごみを処理する新南クリーンセンター整備運営を行うものである。

また、余熱利用として可燃ごみ処理施設で発生する蒸気を利用してごみ発電を行い、場内の消費電力として利用するとともに自営線を新設し松山中央公園への電力供給、さらに余剰となる電力については売電し有効利用を図るものである。

イ 事業方式

本事業は、本施設の設計・建設及び運営に係る業務を民間事業者が一括して行うＤＢＯ方式にて実施する。

本市は、本施設の設計・建設及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

落札者は、単独又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）を設立し、本施設の設計・建設業務を行う。本施設の設計・建設業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する。

特別目的会社の設立は任意とし、応募グループの提案とする。

ウ 契約の形態

本市は、事業契約締結までの基本的事項に関し、落札者と基本協定を締結し、同協定に基づき、設計・建設業務及び運営業務を一括で行わせるため、民間事業者と基本契約を締結する。

また、本市は同契約に基づき、民間事業者のうち建設事業者と建設工事請負契約を、運営事業者と運営業務委託契約をそれぞれ締結する。

以下、基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の３つの契約をまとめて「事業契約」（本事業の事業スキーム（例）は、別紙１を参照のこと。）という。

エ 事業期間

事業期間等は、以下のとおりである。詳細は、要求水準書を参照のこと。

事業期間：事業契約成立日の翌日から令和 35 年度末（予定）

設計・建設期間：事業契約成立日の翌日から令和 15 年度末（予定）

運営準備期間：事業契約成立日の翌日から令和 15 年度末（予定）

運営期間：令和 15 年度末（予定）から令和 35 年度末（予定）

オ 民間事業者の業務範囲

民間事業者が行う主な業務範囲は次のとおりとする。なお、民間事業者は、事業期間を通じ、循環型社会形成推進交付金等の申請や行政手続等本市が実施する業務に対して協力すること。

(a) 本施設の設計・建設業務

建設事業者は、本市と締結する建設工事請負契約に基づき、本施設の設計・建設業務を行うほか、以下に示す工事及び業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行うとともに、自らの判断により必要に応じて測量調査、地質調査等の追加調査を行う。

- ① 本事業の建設工事に伴う工事車両の往来、資機材等の運搬等に利用するため建設工事用仮設道路工事を行う。
- ② 下水道工事、上水道工事、井水配管工事、都市ガス敷設工事、電力線引込工事、通信線引込工事、自営線設置工事など、本事業の運営に必要なインフラに係る工事を行う。
- ③ プラント設備工事、電気計装設備工事、土木工事、建築工事、外構工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、太陽光発電設備設置工事及びその他の関連工事を行う。
- ④ 敷地内において本市が実施する粗造成工事完了後に本事業に必要な造成工事を行う。
- ⑤ 土壌汚染対策工事（事業範囲は入札公告時に示す予定である。）
- ⑥ 残置物解体撤去工事（事業範囲は入札公告時に示す予定である。）
- ⑦ 本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分を行う。
- ⑧ 受付業務の円滑化、受付時間の短縮及び受付時の渋滞防止を図るため、市販の事前予約システムを導入すること。
- ⑨ その他の関連業務、建築確認等の手続関連業務、本施設内各設備の試運転及び引渡性能試験を行う。
- ⑩ 本市が行う近隣の松山中央公園、余熱利用ポンプ室への電力供給及び売電等に係る事務

手続きの支援を行う。

⑪ 現南クリーンセンター跡地エリア基本設計

(b) 運營業務

運営事業者は、本市と締結する運營業務委託契約に基づき、処理対象物等を受け入れ、要求水準書に規定する事項を満足する適正な処理を行う。なお、その際に、本施設の運營業務として受付管理業務、運転管理業務、用役管理業務、維持管理業務、余熱利用管理業務、搬出管理業務、情報管理業務、その他関連業務等を行う。

① 受付管理業務

処理対象物等の受入及び計量を行うものとする。市民、許可業者又は排出事業者より直接搬入された処理対象物等については、本市の規定に即した処理手数料の収受を代行するとともに計量した記録の集計、保管、管理、報告を行うものとする。なお、処理手数料は、本市の収入とする。

本施設に排出禁止物が搬入されないよう、ごみ搬入者に対して適切な誘導、指導を行うこと。

また、市民、許可業者又は排出事業者から問い合わせや意見があった場合は、真摯に対応すること。

導入する事前予約システムの運用及び維持管理を行い、予約に基づく受付対応を適切に行うこと。なお、事前予約にかかる電話受付対応は本市が行う。

② 運転管理業務

本施設を関係法令、公害防止条件等を満たすよう適正に各設備を運転すること。排ガス基準等の公害防止基準項目の測定、搬入されたごみの性状調査、作業環境調査等を定期的に実施すること。

剪定枝は、要求水準書（案）を参照し、必要に応じて所定のコンテナまでの場内運搬、積込を行うこと。

また、本施設を運営することにより発生した焼却灰、飛灰処理物、処理不適物等を施設内にそれぞれ適正に貯留・保管した後、本施設内において本市に引き渡すこと。なお、その際、本市が指示する車両への積み込みまでの範囲を担うものとする。

③ 用役管理業務

施設全体の年間運転計画及び月間運転計画に基づき、燃料及び薬剤等について本業務の履行に支障なく使用できるよう適切に調達すること。また、調達した用役を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

④ 維持管理業務

本施設全体を適正に運営するため、各設備の適正な運転ができるよう点検・検査（法定点検を含む。）修繕、更新を行う。また、本施設の稼働に必要な消耗品・予備品の調達、管理を行う。

⑤ 余熱利用管理業務

本施設の運転に伴い発生する余熱の有効利用として発電等を行い、エネルギー回収率19.0%以上とする。発電した電力は、本施設を稼働する上で使用し、松山中央公園、余熱利用ポンプ室への電力供給を行うとともに、余剰電力は小売電気事業者等に売却する。

小売電気事業者から請求される買電料金全額を支払った後、中央公園及び余熱利用ポンプ室へ供給した買電電力にかかる料金について、本市に請求し精算するものとする。

なお、請求にあたり、中央公園及び余熱利用ポンプ室へ供給（自営線供給）した発電電力量及び買電電力量を毎月算出し、本市に提出すること。

売電契約は本市が行い、余剰電力の売電収入は本市に帰属する。

本市の容量市場への参加に際しては、協力すること。

また、事業予定地に隣接する余熱利用ポンプ室に蒸気供給を行う。

⑥ 搬出管理業務

- 1) 処理施設の運転に伴い発生する焼却灰、飛灰処理物、処理不適物等を場外へ搬出するまでの間、施設内で適切に保管し、積み込み作業までを行うこと。
- 2) 破碎鉄及び破碎アルミの運搬、資源化を行うこととしており、その業務における民間事業者の範囲及び、売却益の取扱いについては入札公告時に明示する予定である。

⑦ 情報管理業務

①～⑥及び⑧の各運営業務に関する記録等を整理、管理すること。また、これらの事項のうち、ごみ処理実績等の基礎情報を公表すること。

⑧ その他関連業務

その他の業務として、以下の業務を行うこと。

1) 防災管理業務

防火管理体制（自主防災組織）を整備し、各設備の日常点検、定期点検等及びごみピット等の防火管理並びに防災訓練等を実施すること。

2) 施設警備・防犯

本施設の安全管理及び警備業務

3) 清掃業務

4) 来場者及び電話への対応

来場者が本施設へ入館する際には受付を行うこと。なお、来場者の受付方法は事業者提案とする。（エントランス受付設置やインターホン等を活用した入場規制など）

本市と連携・協力し、来場者や住民等からの電話への対応を適切に行うこと。

5) 施設見学者対応

見学希望者、行政視察等について、本市が対応できない状況が生じた場合は事業者が行う。

6) 敷地内、搬入道路の管理

7) 環境保全業務

公害防止基準の遵守、処理生成物の処理基準、及び「松山市新南クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価」を遵守すること。

8) 太陽光発電設備の維持管理

本設備で発電した電力は、自家消費することを前提とする。

9) 事業終了時の引継業務

10) その他業務

カ 本市の業務範囲

本市が行う主な業務範囲は次のとおりとする。

(a) 敷地の提供

(b) 土壌汚染対策工事（一部）

(c) 粗造成工事（坂路の撤去、整地等）

粗造成工事は、令和9年10月～令和10年6月を予定している。

- (d) 処理対象物等の搬入（構成市町）
- (e) 焼却灰の運搬・処分（一部資源化含む）
- (f) 飛灰処理物の運搬・処分
- (g) 処理不適物等の運搬・処分
- (h) 剪定枝の運搬、堆肥化
- (i) 本施設、松山中央公園、余熱利用ポンプ室への電力供給、売電管理、蒸気供給の指示
- (j) 本事業のモニタリング（設計・施工監理、運営状況のモニタリング等）
- (k) 本施設の見学希望者、行政視察等への対応
- (l) 来場者及び電話への対応
 - 電話受付（事前予約にかかる電話対応含む）を行う。
 - 事業者と連携・協力し、来場者や住民等からの電話への対応を行う。
- (m) 設計・建設費及び運營業務委託料の支払い
- (n) 工事期間中における搬入車両による渋滞対策
- (o) 本事業に必要な手続き
- (p) 現南クリーンセンターの解体撤去、跡地の整備運営
- (q) その他これらを実施する上で必要な業務

キ 民間事業者の収入（本市からの支払分）

- (a) 設計・建設業務に係る対価
 - 本市は、本事業の設計・建設業務に係る対価について、建設事業者に支払う。
- (b) 運營業務に係る対価
 - 本市は、本事業の運營業務に係る対価について、固定費、変動費（廃棄物搬入量に応じて変動）の構成で、運営事業者に支払う。なお、物価変動に基づき年1回見直しのための確認を行い、必要に応じて改定を行う。固定費、変動費の詳細は、入札説明書に示す。
 - 中央公園及び余熱利用ポンプ室における買電料金相当分を運営事業者に支払う。

ク 法令等の遵守

本市及び民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

第3章 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定方法

本市は本事業への参加を希望する民間事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に配慮しながら民間事業者を選定するものとする。民間事業者の選定にあたっては、総合評価一般競争入札方式（地方自治法施行令第167条の10の2）によるものとする。

なお、本事業の入札手続きには「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2 民間事業者の募集及び選定の手順

(1) 民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）は次のとおりである。

時 期	内 容
令和8年9月18日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
令和8年9月18日 ～令和8年10月7日	実施方針等に関する質問の受付
令和8年10月下旬	実施方針等に関する質問の回答
令和9年4月上旬	入札公告
令和9年4月上旬	入札説明書等（入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運営業務委託契約書（案）、リスク管理方針書（案））の公表
令和9年4月下旬	現地見学会
令和9年4月下旬	入札説明書等に関する質問受付（第1回）
令和9年5月中旬	入札説明書等に関する質問回答（第1回）
令和9年5月下旬	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付
令和9年5月下旬	入札説明書等に関する質問受付（第2回）
令和9年6月上旬	参加資格審査申請書の受付期限
令和9年6月中旬	資格審査結果の通知
令和9年6月中旬	入札説明書等に関する質問回答（第2回）
令和9年7月上旬	対面的対話の実施
令和9年8月上旬	対面的対話議事録の公表
令和9年9月上旬	入札提案書類の受付
令和9年11月下旬	入札提案書類に関するヒアリング、審査
令和9年12月上旬	審査結果通知及び結果の公表 落札者の決定及び公表
令和9年12月下旬	基本協定締結
令和10年1月下旬	事業契約仮契約締結
令和10年3月下旬	事業契約締結

(2) 入札手続き等

ア 実施方針等に対する質問・意見の受付

実施方針等に記載された内容について質問回答を行う。詳細については第9章 3 実施方針

等に関する意見・質問の提出及び回答を参照すること。

イ 入札公告及び入札説明書等の公表

本市は、実施方針等に対する質問・意見を踏まえ、入札公告を行い、令和9年4月上旬に民間事業者の募集を開始する。また、同日、入札説明書等を本市のホームページ等にて公表する。

ウ 現地見学会

事業予定地等に関する現地見学会を令和9年4月下旬に開催する。なお、具体的な日程等の詳細については入札説明書等に示す。

エ 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容について質問回答を行う。なお、詳細については入札説明書等に示す。

オ 参加資格審査申請書類の受付、審査結果の通知

本事業の応募者に、参加表明書、参加資格確認申請書等、資格審査に必要な書類の提出を令和9年6月上旬に求める。なお、資格審査の結果は令和9年6月中旬に応募者に通知する。参加資格審査申請書類の提出方法・時期及び必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

カ 対面的対話の実施

本市は、本事業に係る提案書の受付に先立ち、入札参加者との対面的対話の実施を令和9年7月上旬に予定している。時期、実施場所、実施方法等の詳細については、入札説明書等に示す。

キ 入札提案書類（入札書及び技術提案書）の受付

本事業に関する入札書及び技術提案書（以下、入札書と技術提案書を総称して「入札提案書類」という。）を令和9年9月上旬に受け付ける。入札提案書類の審査にあたり、入札参加者に対して個別にヒアリングを行うことを予定している。入札提案書類の提出方法・時期及び提案に必要な書類等の詳細については、入札説明書等に示す。

ク 落札者の決定・公表

入札提案書類については、松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会（以下、「審査会」という。）において総合評価を行い、落札候補者を選定する。本市は、本事業を実施する落札者を決定し、入札参加者には、令和9年12月上旬に通知するとともに、本市のホームページにて公表する。

(3) 事業契約の締結

本市は、落札者との間で基本協定を締結し、事業契約内容の詳細について協議する。

本市は、建設工事請負契約を建設事業者と、運営業務委託契約を運営事業者と、基本契約を落札者及び運営事業者と令和10年3月下旬に締結する。

特別目的会社設立する場合は、運営業務委託契約を特別目的会社と、基本契約を落札者及び特別目的会社と令和10年3月下旬に締結する。

3 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の備えるべき参加資格要件は以下のとおりである。なお、その他本市が必要と認める入札参加者の構成等については、入札説明書において明記する。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は次のとおりとする。

ア 特別目的会社を設立する場合において、入札参加者は、構成員と協力企業で構成されるもの

とする。

特別目的会社を設立しない場合において、入札参加者は、代表企業と協力企業で構成されるものとする。

いずれの場合においても入札参加者は、参加資格要件を全て満たすことにより 1 者とすることも可能とする。

また、構成企業は、参加表明時に企業名を表明しなければならない。

イ 特別目的会社を設立する場合の設計・建設業務において、本市と建設工事請負契約を締結する者は、構成員とならなければならない。なお、複数の企業からなる共同企業体を組成することができる。共同企業体となる場合は、共同企業体の代表構成員は、構成員とならなければならない。

特別目的会社を設立しない場合の設計・建設業務において、複数の企業からなる共同企業体を組成することができる。

ウ 特別目的会社を設立する場合の運営業務において、本施設の運転管理業務、維持管理業務を特別目的会社から受託する者は構成員とならなければならない。

エ 入札参加者の構成企業数の上限は任意とするが、構成企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

オ 入札参加者は、「第 3 章 2 (2) 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件」の全ての要件を満たす 1 者を、当該入札参加者を代表する「代表企業」として定める。

設計・建設業務を請け負うにあたり、共同企業体を組成する場合は、代表企業が共同企業体の代表構成員になるものとする。なお、特別目的会社を設立する場合において 代表企業は構成員とする。

カ 本事業に係る入札手続き等は代表企業が行うものとする。

キ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。

ク 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業となることは認めない。なお、本規定は、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情と認めた場合及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業も適用する。

ケ 入札参加者の構成企業のいずれかと、財務諸表などの用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

コ 同一入札参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 各業務を行う者の要件

入札参加者の構成企業は、本事業の設計・建設、運営の各業務を行う者として、以下のア、イ及びウの各項の要件を満たす企業で構成すること。なお、1 者で複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることが可能である。

ア 本施設の建築物の設計・建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の建築物の設計・建設を行う者は、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも主たる業務を行う 1 者が次の要件を全て満たすこと。

(a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(b) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築工事業につき特定建設

業の許可を受けていること。

- (c) 建設業法第 26 条に基づき建築物の建築一式工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。なお、当該技術者は、常勤の自社社員であり、かつ、参加資格審査基準日（本章 3 (4) に示す「参加資格審査基準日」をいう。以下同じ。）において 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (d) 松山市競争入札参加有資格者名簿の建築一式工事に登録がされており、かつ参加表明書の受付締切日時時点で等級が A であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。（入札参加資格申請の期間は前年度の毎年 10 月 1 日から 10 月 31 日までなので注意すること。また、資格審査結果については申請年の翌年 2 月下旬に通知を予定していることに注意すること。）
- (e) 建設業法 第 3 条第 1 項の規定に基づく営業所（本店又は支店若しくは支店に準ずる営業所）を松山市内に有すること。
- (f) 地方公共団体発注の一般廃棄物を対象とした処理施設の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。

イ 本施設のプラント設備の設計・建設を行う者の要件

入札参加者のうち本施設のプラント設備の設計・建設を行う者は、代表企業とし、次の要件を全て満たすものとする。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも代表企業が次の要件を全て満たすこと。

- (a) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事業につき特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 建設業法第 26 条に基づきの清掃施設工事に必要な監理技術者資格者証を有する者を専任で配置できること。
- (c) 松山市競争入札参加有資格者名簿の清掃施設工事に登録がされており、かつ参加表明書の受付締切日時時点で等級が A であること。なお、本市の入札参加資格を有していない入札参加者は、速やかに手続を行うこと。（受付期間等については、ア(d)（ ）内を参照のこと。）
- (d) 以下の条件を全て満たす地方公共団体発注の一般廃棄物処理施設の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での受注実績があること。
 - ・ 1 炉あたり 80t/日以上以上の規模かつ複数の炉(160 t /日以上)で構成されている焼却施設。
 - ・ 全連続焼却方式（ストーカ式）であること。
 - ・ 平成 21 年度（2009 年度）以降に工事着手した施設。
 - ・ ボイラー・タービン式発電設備を有する焼却施設。
- (e) 地方公共団体発注の D B O 方式を採用した一般廃棄物処理施設の元請（共同企業体の場合は代表者に限る。）での受注実績があること。

ウ 本施設の運営を行う者の要件

入札参加者のうち本施設の運転管理業務、維持管理業務を行う者は、次の要件を全て満たすこと。また、複数の企業で構成する場合には、少なくとも 1 者は、次の要件をすべて満たすこと。

- (a) 平成 21 年度（2009 年度）以降に工事着手し完成した地方公共団体の一般廃棄物処理施設で、ボイラー・タービン式発電設備付きの全連続燃焼式焼却施設（焼却処理方式はストーカ式とする。）で、1 年以上の運転管理業務、維持管理業務の受託実績を有すること。
- (b) D B O 方式による 1 年以上の運転管理業務、維持管理業務の受託実績を有すること。
- (c) 松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成 7 年 3 月 17 日 条例第 8 号）第 25 条の 2 に定める技術管理者の要件を満たし、一般廃棄物処理施設の現場総括責任者として経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として運営

開始後 1 年間は配置できること。

(d) 本施設の運営にあたり、民間事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

(3) 構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者となることはできない。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 松山市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者。

ウ 松山市建設工事等請負業者入札参加資格停止措置要綱の規程に基づく指名停止等の措置を受けている者。

エ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者。

オ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。（再生手続開始の決定がなされた場合を除く。）

ク 松山市暴力団排除条例（平成 22 年 12 月 28 日条例第 32 号）第 6 条に基づく措置を受けている者。

ケ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをなし、又は申立てがなされている者。

コ 清算中の株式会社である事業者で、会社法に基づく特別清算開始命令がなされた者。

サ 国税又は地方税を滞納している者。

シ 次の (a) から (c) に掲げる社会保険料の加入届出を行っていない者。（当該届出の義務がない者を除く。）

(a) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）第 48 条の規定による届出

(b) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 115 号）第 27 条の規定による届出

(c) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

ス 本市が本事業に係る事業者選定支援業務を委託している者及びその者と当該業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本実施方針において、「資本面において関連のある者」とは、受託者が会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号で定める子会社である関係のもの及び受託者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 5 項で定める関連会社の関係であるものを指す。

本事業に関し、本市の事業者選定支援業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

(a) 株式会社エイト日本技術開発

(b) 豊原総合法律事務所

セ 本事業に係る委員会の委員が属する法人及び委員と前記スに示す資本面若しくは人事面において関連がある者。

(4) 参加資格の確認

ア 参加資格審査基準日は、参加資格審査申請書受付最終日とする。この場合において、各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して 3 か月以内とする。

- イ 参加資格審査基準日の翌日から入札提案書類提出日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該入札参加者は、入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、当該入札参加者が、参加資格を欠いた構成企業に代わって参加資格を有する構成企業を補充し、本市が行う参加資格の確認により、参加資格を有することが認められたときは、入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格に係る参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格要件を欠いた日とする。
- ウ 入札提案書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に入札参加者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格要件を欠いた場合で、本市がやむを得ない事情であると判断したときは、本市と協議の上、当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外しないことができる。
- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格要件を欠いた場合、本市は、落札者と事業契約を締結しないことができる。この場合において、本市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- オ 本実施方針公表以降、本事業の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、審査会委員及び当該委員が所属する法人に当事業への問い合わせなどの接触を行い、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするような働きかけ等を行った場合は、入札参加資格を失うものとする。

4 審査及び選定に関する事項

(1) 審査会の設置

入札提案書類の審査にあたっては、学識経験者で構成する松山市新南クリーンセンター整備運営事業者選定審査会を設置する。審査会は以下の7名で構成する。

八 鍬 浩	(公社) 全国都市清掃会議 技術部指導部長
藤原 周史	(一財) 日本環境衛生センター 理事
森脇 亮	愛媛大学大学院理工学研究科 教授
水川 葉月	愛媛大学大学院農学研究科 准教授
松本 典洋	松山市環境部 部長
林 佳菜	松山市都市整備部 副部長
井手 英治	松山市総務部契約管理担当 副部長

(2) 審査の手順及び方法

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従って、審査会において入札提案書類の総合評価を行い、落札候補者を選定する。審査会における総合評価は、入札参加者の提出した提案内容について、非価格要素及び価格要素の定量化審査を行い、それぞれの得点を算定し、その得点の合計が最も高いものを落札候補者として選定する。

(3) 提案書評価の視点

本事業においては、要求水準書(案)に示した施設整備の基本方針「基本方針1 持続可能な処理体制の構築」「基本方針2 脱炭素に向けた取組の推進」「基本方針3 安全・安心の確保」「基本方針4 新たな価値の創出の実現」の達成に向けて、事業者の提案を評価する方針である。

事業者からの提案については、施設の安全で安定した運営をすることを前提に、建設費用だけでなく、供用期間中の運転管理費、補修、改修などの維持管理費用までを含んだ総事業費(LCC)の低減を図ることを強く求める。加えて、高圧受電による逆潮流や一般廃棄物処理事業債の制約

を考慮したうえで、中央公園等への安定した電力供給を踏まえた発電量の最適化を図ることを期待する。以上を踏まえ、重要と考える評価の視点を次のとおりとしている。なお、詳細は入札公告時に「落札者決定基準」において公表する。

【評価の視点】

評価項目 1 持続可能な処理体制の構築

- ・ 処理施設の安定稼働
- ・ 施設の長寿命化

評価項目 2 脱炭素に向けた取組の推進

- ・ エネルギー回収の最適化

評価項目 3 安全・安心の確保

- ・ 施設配置・動線
- ・ 搬入ごみへの対応

評価項目 4 新たな価値の創出の実現

- ・ 発電した電力の安定供給

(4) 結果の公表

本市は、審査会の審査結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を速やかに公表する。

(5) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は入札参加者に帰属する。なお、公表、展示、その他本市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合且つ入札参加者の承諾がある場合に限り、本市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった入札参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料、施工方法、運転維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った入札参加者が負うこととする。

5 特別目的会社の設立

特別目的会社を設立する場合、落札者決定後、速やかに行うこと。

ア 落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに、特別目的会社を設立すること。

イ 特別目的会社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定される株式会社とし、本市内に本店を置くこと。なお、特別目的会社の本店所在地については、本施設内に設置することを認めるものとする。

ウ 特別目的会社の目的は、本事業の運営業務を実施するもののみであること。

エ 特別目的会社への出資は落札者の構成員全員によるものとし、落札者の構成員以外の者の出資は認めないものとする。また、構成員のうち、代表企業の出資比率は 50%を超えるものとし、代表企業の議決権保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超えるものとする。

オ 全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と民間事業者が適正にリスクを分担することで、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、施設の設計・建設及び運営の責任は、原則として民間事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と民間事業者との責任分担は、原則として、別紙2に示す考え方を基本とする。責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に示すリスク管理方針書等に定めるとおりとし、最終的には、事業契約で定める。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、民間事業者が実施する施設の設計・建設、運営について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、入札説明書等で示し、最終的には、事業契約で定める。

また、定期的なモニタリングの結果、民間事業者の提供する施設の設計・建設、運営に係るサービスが事業契約に定める水準に達していないと判断される場合は、本市は業務委託料の減額等を行うとともに、民間事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができる。具体的な内容については、入札説明書等で示し、最終的には、事業契約で定める。

第5章 公共施設等の立地並びに規模及び概要に関する事項

1 公共施設等の立地に関する事項

- (1) 所在地 松山市市坪西町 1000 番地 1 (現南クリーンセンター敷地内西側)
- (2) 敷地全体面積 28,666m²
- (3) 都市計画等事項
都市計画に係る条件を以下のとおりとする。

ア 都市計画区域	区域区分：市街化調整区域
イ 用途地域	指定なし
ウ 建蔽率	70%以下
エ 容積率	200%以下
オ 高度利用地区	指定なし
カ 防火地域	指定なし

2 施設の規模及び概要

(1) 本施設の概要

施設の種類	概 要	
可燃ごみ処理施設	処理対象物	可燃ごみ、可燃粗大ごみ、破碎残渣、災害廃棄物
	処理方式	ストーカ炉
	処理能力	160t/日 (80t/日×2 炉)
粗大ごみ処理施設	処理対象物	不燃粗大ごみ、災害廃棄物
	処理方式	破碎、選別処理
	処理能力	48t/5h

第6章 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、事業契約等の規定に基づいて、本市と民間事業者は、誠意をもって協議する。また、事業契約に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

1 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は、民間事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善することができなかった場合は、本市は、事業契約を解除することができる。
- (2) 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することができる。
- (3) (1) 及び (2) により本市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は、本市と協議のうえ相当の期間を定め、その期間内に履行がないときは、事業契約を解除することができる。
- (2) (1) により民間事業者が事業契約を解除した場合、本市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び民間事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、本市及び民間事業者は、事業契約を解除することができる。

4 その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

第8章 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現時点では、本事業に関して民間事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

現時点では、本事業に関して民間事業者への財政上及び金融上の支援等は想定していない。

3 その他

本市は、民間事業者に対し、補助及び出資等の支援は行わない。

第9章 その他本事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、債務負担行為の設定及び事業契約の締結にあたって、あらかじめ本市議会の議決を経るものとする。

2 情報公開及び情報提供

松山市情報公開条例（平成12年12月22日条例第61号）に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、本市のホームページを通じて行う。

3 実施方針等に関する意見・質問の提出及び回答

(1) 意見・質問の受付及び提出先並びに期限

実施方針等に関する意見・質問がある場合は、「実施方針等に関する意見・質問書」（様式第1号）を電子メールにより下記期限内に提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。

なお、電子メール以外の意見・質問には応じない。

ア 意見・質問書：添付ファイルからダウンロードすること

イ 提出方法：電子メール（アドレスは下記のとおり）

ウ 提出期限

「実施方針等に関する意見・質問書」：令和8年10月7日（水）15時

(2) 実施方針等に関する質問への回答

実施方針等に関する質問への回答：令和8年10月下旬

実施方針等に関する質問への回答は、本市のホームページで公表する。

なお、提出があった質問に関しては、本事業に直接関係するものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問に回答するとは限らない。

4 応募に伴う費用

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

5 実施方針等に関する問合せ先

松山市 環境部 清掃施設課 〒790-8571 愛媛県松山市二番町4丁目7番地2 担 当：高橋、高石 電 話：089-948-6901 FAX：089-934-1825
--

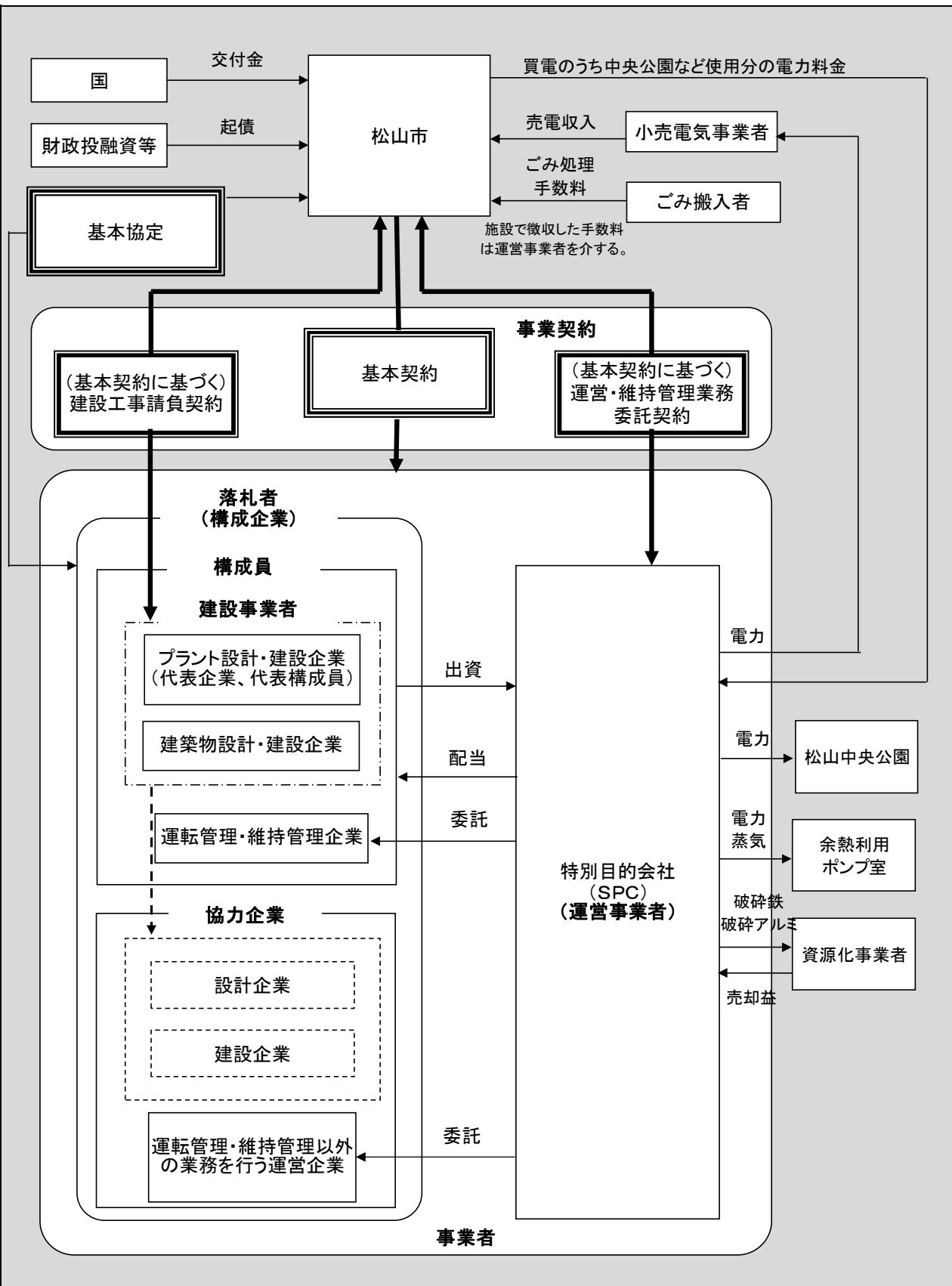
※問い合わせ、メール送信先は以下の事業者選定支援業務を行う者とする。

株式会社エイト日本技術開発 環境エネルギー事業部 九州支社 資源循環分野 〒812-0018 福岡県福岡市博多区住吉3-1-80 担 当：鈴木、西岡 電 話：092-289-9947 FAX：092-289-9950 メール：matsuyama_nyusatsu@ej-hds.co.jp

別紙1 本事業の事業スキーム（例）

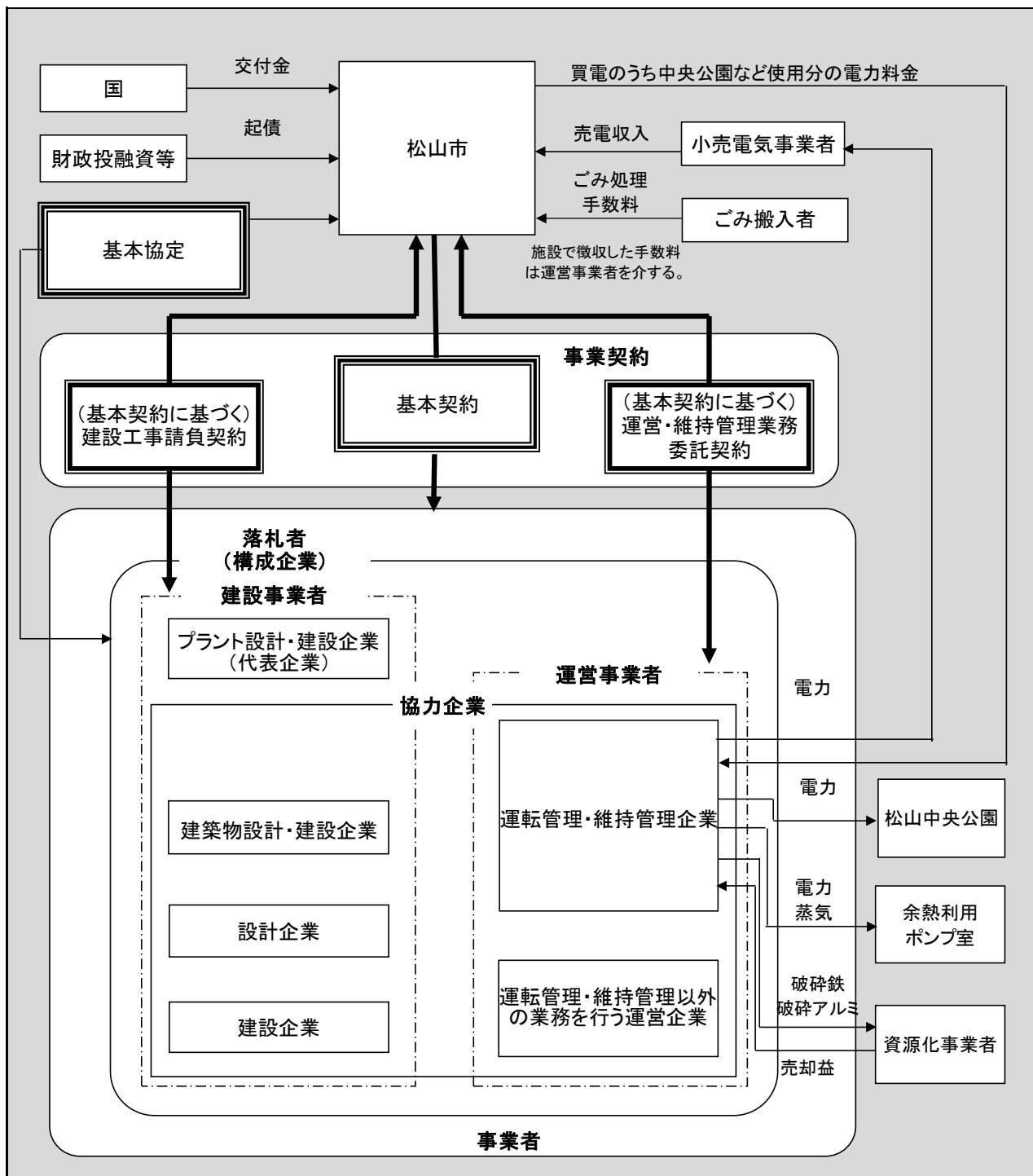
本図は例であり、本実施方針の条件等を踏まえた上で、民間事業者が提案する。

【特別目的会社を設立する場合】



※発電した電力の一部は運営事業者を介して小売電気事業者へ売電

【特別目的会社を設立しない場合】



※発電した電力の一部は運営事業者を介して小売電気事業者へ売電

別紙2 リスク分担表

本リスク分担表は、本事業における主なリスクの分担に対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、入札公告時に示すリスク管理方針書等に定めるとおりとし、最終的には、事業契約で定める。

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	民間事業者
共通	契約締結リスク	本市の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等	○	
		民間事業者の事由により契約が結べない、契約締結の遅延等		○
		契約締結に係る議会の議決が得られず契約が結べない、契約締結の遅延等 ^{注1}	○	○
	政治リスク	本市の指示（政策方針変更等）による事業範囲の縮小、拡大等	○	
	住民対応リスク	本施設の設置そのものに対する住民対応等	○	
		上記以外のもの		○
	第三者賠償リスク	本市の責による場合	○	
		調査、建設、運営において第三者に及ぼす損害		○
	制度、法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更等	○	
		上記以外の法令の変更等		○
	税制度変更リスク	民間事業者の利益に課される税制度の変更等		○
		上記以外の税制度の変更等	○	
	許認可遅延リスク	民間事業者が実施する許認可取得の遅延に関するもの		○
		上記以外の許認可の遅延に関するもの	○	
	物価変動リスク	施設の供用開始前のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
		施設の供用開始後のインフレ、デフレ ^{注2}	○	△
設計段階	設計変更リスク	設計・建設、運営において発生する事故		○
		事故・施設破損の発生リスク		○
	事業の中止・遅延に関するリスク（債務不履行リスク）	本市の指示、本市の債務不履行によるもの	○	
		民間事業者の債務不履行、事業放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	天災、暴動等の不可抗力による費用の増大、計画遅延、中止等 ^{注3}	○	△
	各種調査不備リスク	本市が実施した測量、地質調査等に関するもの	○	
		民間事業者が実施した測量、地質調査等に関するもの		○
	工事着工遅延	本市の指示や提示条件の不備によるもの	○	
		上記以外の要因によるもの		○

リスクの種類		リスクの内容	リスク負担者	
			本市	民間事業者
建設段階	工事費増大リスク	本市の指示や提示条件の不備による工事費の増大	○	
		上記以外の要因による工事費の増大		○
	工事遅延リスク	本市の指示や提示条件の不備による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延	○	
		上記以外の要因による工事遅延、未完工による施設の供用開始の遅延		○
	性能リスク	要求水準の未達（施工不良を含む）		○
運営段階	受入廃棄物の質の変動リスク	受入れ廃棄物の質に起因する費用上昇、事故等 ^{注4}	○	△
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入廃棄物の量の変動による費用上昇等 ^{注5}	○	△
	搬入管理（搬入禁止物混入）リスク	ごみの搬入管理において、民間事業者の責務を果たさなかったことによる損害の場合		○
		上記以外の要因によるもの	○	
	運営費増大リスク	本市の指示等による運営費の増大	○	
		上記以外（ただし、不可抗力、物価変動による場合は除く。）の要因による運営費の増大		○
	性能リスク	要求水準の未達		○
	事業終了時の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○

○主分担、△従分担

注1) 契約の当事者双方が、既に支出した金額をそれぞれ負担する。

注2) 物価変動については、一定程度までの変動は民間事業者の負担であり、それ以上は本市が負担する。

注3) 不可抗力における1事業年度における費用負担については、一定程度までは民間事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。

注4) 受入廃棄物の質の変動については、計画ごみ質の範囲内では、合理的な理由がない限り、ごみ質の変動による業務委託料等の見直しは行わない。計画ごみ質に対して著しい変動があった場合には、本市、民間事業者の協議による。

注5) 受入廃棄物の量の変動については、固定料金及び変動料金の2料金制を採用することにより対応する。